

## 「幽霊屋敷問題」余聞

## 1. &lt;提出書類通達&gt;&lt;運用通達&gt;の用語法

今回は細かい言葉遣いのお話を致します。「あまりに些末な」と嫌われるのは覚悟して。

拙稿「輸出令関係通達における幽霊屋敷問題」（以下「幽霊屋敷問題」と略記）を御覧になった方は、「2項（9）、（11）から（52）までに掲げる貨物」とか「14の項の中欄に掲げるもの」といった表現があったのを御記憶かと思います。たとえば下記のような。

【表1】 &lt;提出書類通達&gt;別表1抜粋

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第1の2の項（9）又は（11）から（52）までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	B2	本省

【表2】 &lt;運用通達&gt;抜粋

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物 （4）輸出令別表第1の2の項（9）又は（11）から（52）までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域②」を仕向地とするもの
---

## 2. 「中欄」2文字の有無で何が違うのか

この問題については、『輸出管理関係法令の道しるべ』（樋口禎志）が次のように解説しています。（2006年版）

<p>（例1）「輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって…」（外為令別表の9の項(1)）</p> <p>&lt;意味&gt;</p> <p>輸出令別表第1の9の項の中欄には、「次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの」として「(1)～(11)の品目」が記載されています。</p> <p>従って、「輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物」とは「(1)～(11)の品目であって、経済産業省令で定める仕様のもの」即ち「輸出令別表第1の9の項で規制されている該当貨物」を意味します。</p>
<p>（例2）「輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって…」（外為令別表の9の項(2)）</p> <p>&lt;意味&gt;</p> <p>例えば、輸出令別表第1の9の項(2)には、「電子式交換装置」が記載されています。</p> <p>従って、「輸出令別表第1の9の項(2)に掲げる貨物」とは、品目として記載されている「電子式交換装置」のことであり、経済産業省令で定める仕様のもの（該当貨物）であるかどうかは関係ありません。</p> <p>即ち、規制されている電子式交換装置だけでなく、非該当の電子式交換装置を含めて、「電子式交換装置」全てを意味します。</p>

(例3)「輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」  
(外為令別表の3の項(1))

<意味>

輸出令別表第1の3の項(1)は、「軍用の化学製剤…物質として経済産業省令で定めるもの」と規定されていますので、本例の「～に掲げる貨物」は、「輸出令別表第1の3の項(1)で規制されている該当貨物」を意味します。(後略)

### 3. 表1・2の理解は逆転する

すると表1の対象貨物はどうなるか？

「告示貨物 or14 項 or15 項規制該当貨物」は2項規制非該当（理由は「幽霊屋敷問題」でも述べたように、重複該当回避原則により、たとえば14項(7)なら「2、6、12の項の中欄に掲げるものを除く」というような注記が施されているため）の筈です。したがってこれは「2項非該当貨物（の一部）を対象とする、許可申請方法の記述」となるわけです。

今まで私などは「2項該当貨物（の一部）を対象とする記述」と思い込んできたのですがまったくの誤りだったのです。

### 4. 言葉遣いを改めるとすれば

影響は日常業務の随所に出てきそうです。

自分の例を挙げると、今までリスト規制の該非判定で「輸出令別表第1の7項(1)非該当のメモリIC」式の表現を（規制非該当の意味で）「愛用」してきました。もちろん誤りです。7項(1)は「4項中欄に掲げた以外のIC全般」を意味するのですから。

しかし「“7項(1)に掲げられ、かつ省令で定める仕様のもの”ではない」と書くのも煩わしい。

考えた末、これからは「輸出令別表第1の7項(1)規制非該当のメモリIC」と表現を改めることに致しました。（なお「判定項番7項(1)、結果；非該当」という書き方も問題なしと思います）

私と同じような誤りの例は世間にまだあると思います。1つ挙げると、CISTEC の Associate 認定試験（2014年10月実施）。

問題7. 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第1の2の項に  
該当する貨物という意味である。（「模範解答」は○）

「2の項の規制に該当する貨物という意味である」と直せば問題は解決します。

みなさんもこの機会に日頃お使いの表現を見直してはいかがでしょうか？